移民政策と日本(1)

自民党総裁選がスタートしました。党員の方は是非、投票 を宜しくお願い致します。

さて、今回のメルマガは外国人労働者について 2 回に分けて現状と課題を配信します。

人手不足に対応するため、今年6月、新しい在留資格の創設が閣議決定を経て正式表明されました。政府は最長5年間の在留を認める新しい制度を来春、スタートさせます。 労働力確保が難しい業種に限って新制度を運用する予定で、具体的には建設、造船、介護、農業、宿泊などの分野が対象に浮上しています。受け入れ規模は5業種で50万人前後ともされ、これは現在、日本にいる外国人労働者の合計数の4割にも相当します。

もちろん無制限にどんな外国人でも、創設される新たな在

留資格を取得できるわけではありません。それぞれの業種ごとに知識や技能、日本語の習熟度について一定の条件を満たす必要があります。既に外国人労働者として受け入れている技能実習生は3年間の研修経験があれば、それぞれの業種で新たな在留資格を得ることができます。

日本には既に約128万人の外国人労働者がいます。内訳は

- (1) 専門的・技術的分野が約24万人(全体の約19%)、
- (2) 技能実習分野が約 25 万 8 千人(約 20%)、(3) 留学生の資格外活動(週 28 時間以内)としての労働者が約29 万 7 千人(約 23%)です。

海外から日本への観光客と同様、外国人労働者も近年、急増しています。新たな在留資格により、労働者の受け入れ拡大にさらに拍車がかかることでしょう。

日本はついに移民政策を採用したのでしょうか?

国会の党首討論で安倍総理は「今回の受入れは移民政策には当たらない」と述べました。そのうえで移民政策とは何かについて、「例えば、国民の人口に比して一定程度のスケールの外国人及びその家族を期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとする政策、そういう政策は取らない」と答弁しました。

そもそも移民とは何でしょうか。実は国際的に合意された 定義はないようです。参考となる定義としては 1997 年の 国連事務総長報告書に「通常の居住地以外の国に移動し、 少なくとも 12 カ月間、当該国に居住する人」と記載されて います。この定義に従えば技能実習で既に最長 5 年間、在 留を認める制度があり、我が国は既に移民政策を採ってい ることになります。

一方で、永住を前提に入国が認められる外国人を移民と考えるのなら、日本には移民はおらず、移民政策は採用していないことになります。というのも、我が国の現行制度は

「永住者」としての活動を行うことを目的として上陸を申請することを認めていません。「永住者」の在留資格を取得できるのは、既に他の在留資格により上陸して一定の実績のある者に限られます。

少子高齢化で人手不足が続く日本。生産性の向上に加え、 女性の職場進出や高齢者の積極雇用を推進するのは当然の ことです。政府はそれでも人手不足解消には限界があると 判断しました。そこで来春、新たな在留資格が設けられる わけですが、懸念事項を次回のメルマガで指摘します。

移民政策と日本(2)

前回は来春、創設される見込みの外国人労働者向けの新しい在留資格などについて記しました。受け入れ拡大を巡り、2つの点を指摘しておきます。

まず、新たな在留資格の創設が遅すぎたのではないかということです。技能実習生を多く送り出してきた中国、ベトナムなどは経済成長により、国内賃金が上昇。わざわざ日本語を勉強してまで日本で働こうという層が一時期より減っています。既に日本語がある程度できるベトナム人などは、進出してきた日系企業に勤める傾向があるとも耳にします。我が国は職場として「選ばれない国」となってしまっている可能性はないのでしょうか。

もう1つの懸念は「移民政策ではない」という論理が外国 人労働者に関する妥当な政策の障害とならないのかという ことです。言葉の定義次第ですが、経済力を維持するため 外国人労働者に頼ろうとしているにもかかわらず、移民政 策ではないというのが政府の姿勢です。

増加する外国人労働者が日本社会と共生するためには、内外での日本語や日本社会についての研修制度の整備、日本人への外国人労働者に関する適切な教育等が必要です。こ

うした本来、採るべき様々な政策が、「移民政策は採らない」という方針に引きづられて機動的になされないまま、 外国人労働者が急増し将来、社会に混乱が起きることはないのでしょうか。

ドイツの教訓に学ばなければなりません。旧・西ドイツは経済復興に向け、1960年代以降、トルコなどから労働者を本格的に受け入れ始めました。短期滞在を想定していましたが、実際には長期化。ドイツ語を話さず、地域に溶け込まない低所得の外国人労働者層が社会問題となっています。

「移民たちは出ていかない」。2005年になって、ようやくドイツは移民法などの整備に着手。600時間のドイツ語研修等、社会統合政策に乗り出しました。現在の日本の状況は「非移民国を標榜し政策的裏付けをもたないまま外国人雇用に依存する傾向を強めていった80年代のドイツと類似している」との指摘を肝に銘じなければなりません。

政府は新たな在留資格のスタートにあわせて、入国在留管 理庁を設けるといった対応策も打ち出していますが、「管 理」だけで十分でしょうか?共生への幅広い施策が欠かせ ません。

日本の政治指導者を事実上、選ぶ自民党総裁選。外国人労働者問題をどう考えるのか、両候補者の間で真摯な議論がなされることを強く期待します。

自由民主党 参議院議員 三宅伸吾 (参議院外交防衛委員会 委員長)